

# 令和8年度森林サービス産業インバウンドモニターツアー企画提案事業募集要項

## 1 事業の目的

岐阜県では、森林空間等を健康、観光、教育等の多様な分野で活用し、山村地域における新たな雇用や収入機会、関係人口の創出を図ることを目的として、森林サービス産業の育成に取り組んでいます。

近年、日本発祥の「森林浴」が海外で人気を集めるなど、インバウンド誘客への期待が高まる一方、インバウンドのターゲット層や求められるサービスなど詳細なニーズの把握や、外国語への対応といった事業者の受入体制は十分とはいえません。

当事業では、森林サービス産業事業者のインバウンド客に対する受入体制強化を図るためのモニターツアー企画を募集し、効果が期待できる企画について県から委託により試行し、結果を広く周知することにより、県内森林サービス産業事業者のインバウンド客への受入体制の強化を図ることを目的とします。

## 2 応募者

本事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、県内在住の個人、県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体とし、次の全てに該当するものとする。

- (1) 事業の趣旨・目的を十分に理解し、その普及活動に積極的に協力することができること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下にないこと。
- (5) モニターツアーの実施結果の周知に異議がないこと。

## 3 募集する提案

### (1) 事業の内容

以下の要件を満たす、森林サービス産業に関するモニターツアー企画であること。

- ①森林空間等アウトドア資源を活用した体験・サービスであること
- ②外国人参加者の受入を前提とした企画であること
- ③商品化を見据えたモニターツアーであること（参加者の費用負担の有無は問わない）
- ④モニターツアーとして、以下の視点を含めた検証を行うこと
  - ・外国人の嗜好・ニーズへの対応（国内の他の競合地域に対して、ここでしか体験できない独自性を示せるかを含む。）
  - ・プログラム内容の分かりやすさ
  - ・外国人への伝え方・案内方法（体験方法、安全マナー上の注意点のみならず、体験の魅力やストーリーの伝え方含む。）
  - ・受入環境や運営上の課題把握
  - ・プログラムの価格設定
  - ・参加者の反応・満足度

⑤令和9年1月15日（金）までにモニターツアーを試行すること

⑥旅行業法等関係法令の遵守

⑦県が開催する事業者向け研修会での事例発表等への協力

## （2）実施形態の例

①日帰り型プログラム

②宿泊を伴うプログラム

・応募事業者が自ら運営するキャンプ場等に宿泊し、当該施設内又は他の事業者がプログラムを提供する形態も可

③集合場所から実施場所まで送迎を含む企画（バスツアー等）

## （3）モニターツアー参加者

①対象者：在日・在県外国人（ターゲットとする訪日外国人に応じた想定地域を選定）

②年齢・人数は企画内容に応じて設定可

## （4）対象となる経費

事業の対象となる経費は、モニターツアーの試行に要する経費であって、別紙1に掲げるものとする。なお、企画提案書の作成・応募に要する経費等は、全て応募者が負担するものとする。

## （5）委託金額

1件あたりの事業費は1,000千円（税込）を上限とする。

なお、1応募者あたりの提案数は1件を上限とする。

## （6）実施期間

本事業は、令和9年2月26日（金）までに事業完了可能なものとする。

## 4 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提案書類一式を提出すること。なお、提案書類は、原則として返却しない。

①企画提案書（様式1）

②積算書（様式2）

③補足資料として、その他提案を補足する資料を添付することができる（PDF）

## 5 募集期間・提出方法

### （1）募集期間

募集開始の日から令和8年7月22日（水）正午まで

### （2）提出方法

提出書類は、下記の logo フォームにより提出すること。

提出書類用 logo フォーム <https://logoform.jp/form/T8mB/1650046>



提出用

### （3）募集要項に関する質問書の受付及び回答の公表

提案募集にあたって質問事項がある場合は、令和8年7月10日（金）の正午までに、下記の logo フォームにより提出すること。

質問書用 logo フォーム <https://logoform.jp/form/T8mB/1650079>



質問用

なお、質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、森林活用推進課のホームページ上にて公開する。

## 6 応募に際しての注意事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本要項に違反すると認められる場合
- ⑤その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

## 7 審査及び選定基準

### (1) 審査

- ①提案書の審査は、「森林サービス産業インバウンドモニターツアー企画提案事業委託業務」提案審査会（以下「審査会」という。）が行う。
- ②審査会は、7月28日（火）にシンクタンク庁舎会議室にて行う予定にしており、提出書類に基づくヒアリングを行いますので、必ず出席してください。（オンライン可）詳細は、改めてご連絡させていただきます。

### (2) 選定

県は、審査会の審査結果に基づき、委託契約の相手方となる候補者（以下「委託先候補者」という。）を選定する。

### (3) 選定基準

別紙2「令和8年度森林サービス産業インバウンドモニターツアー企画提案事業審査項目及び審査内容」のとおり。

### (4) 提案内容の確認・修正

審査は提出された企画提案書及びヒアリング等に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を求めることがある。

また、委託先候補者の選定後、審査会の意見等を踏まえ、契約締結までの間に県と委託先候補者との協議により提案内容の修正等を行うことがある。

### (5) 審査結果の通知及び公表

審査会の結果は、県から全ての応募者に対して通知する。

## 8 契約の締結

県は、7により選定した委託先候補者と契約条件の協議を行い、見積書を徴収し、内容が適当と認められる場合には委託契約を締結する。

なお、契約条件が整わない場合は、必要に応じて再度協議を行うものとし、最終的に合意に至らないときは契約を締結しないことがある。

## 9 事業完了

事業が完了したときは、完了報告書を作成し、県に1部提出すること。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

## (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

## (3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、岐阜県個人情報取扱事務基準（平成 11 年 3 月 5 日付 総第 398 号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

## (4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

## 11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### (1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取り消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

## 13. その他

(1) 委託料の支払いについては、委託業務の完了報告書の提出・検査を受けた後に提出された請求書を受領後、精算払いするものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項や仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

#### 14 問い合わせ先

岐阜県林政部森林活用推進課 森林サービス産業支援係 担当者：河合・松原

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 (県庁 14 階)

TEL : 058-272-8472

FAX : 058-278-2702

E-mail : [c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)

別紙1（募集要領3（4）関係）

〈委託事業の対象経費〉

経費区分	対象となる内容
人件費	モニターツアーの企画・設計、事前調整、当日運営、事業の検証に要する人件費
専門家等謝金	ガイド、講師、通訳等の専門家に支払う報償費及び費用弁償
消耗品費	モニターツアーの実施に必要な消耗品の購入に要する経費 ※取得価格が5万円以下（消費税込み）または使用可能期間（耐用年数）が1年未満のものをいう。 ※ただし、汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外とする。 （例：事務用プリンタ・パソコン・USBなど）
外注費	募集用チラシ等のデザイン制作、インバウンドに対応したホームページの制作、マイクロバス等の車両運行委託、撮影・記録・報告書作成等を外注する場合に要する経費
使用料	キャンプ場や会議室等の施設、レンタカー等の車両、資機材のレンタル料等の使用料
旅費	関係者との打合せやモニターツアーの運営等に発生する交通費
役務費	保険料、通信運搬費

【注意事項】

- ※ 企画・設計は、必ず岐阜県との委託契約締結後に開始すること。
- ※ 企画提案書の作成・応募に要する経費は応募者の負担とする。

別紙 2 (募集要領 7 (3) 関係)

令和 8 年度森林サービス産業インバウンドモニターツアー企画提案事業審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容
事業目的	<p>本事業の目的を正しく理解し、それに沿った提案となっているか</p> <p>①募集要項の目的を的確に捉えているか</p> <p>②単なる体験実施にとどまらず、商品化を見据えたモニターツアーとなっているか。</p>
企画内容	<p>森林資源を活用した体験・サービスとしての内容が適切かつ魅力的か。</p> <p>①森林空間・地域資源の特性が生かされているか。</p> <p>②インバウンド誘客が見込める企画か。</p> <p>③提案事業者のノウハウ、知識及び経験を生かした創意工夫があるか。</p>
インバウンド対応	<p>外国人参加者の受入を前提とした配慮・工夫がなされているか</p> <p>①事業内容に照らして、対象とする国・地域、属性設定が適切か。</p> <p>②外国人の嗜好・特性に合っているか。そのニーズを調査する仕組みとなっているか。</p>
検証計画	<p>検証項目・方法が明確で、今後の改善や商品化に活かせる内容か。</p> <p>①プログラムの分かりやすさ、価格、満足度等の検証視点が網羅されているか。</p> <p>②参加者アンケート等、具体的な検証方法が示されているか。</p>
実施体制	<p>事業を適切かつ安全に実施できる体制が整っているか。</p> <p>①企画・運営等の役割分担が明確か。</p> <p>②実施スケジュールが現実的か。</p> <p>③関係法令を遵守して実施できる体制か。</p>
安全管理	<p>野外活動・外国人対応を踏まえた安全管理が考慮されているか</p> <p>①事故・トラブル発生時の対応体制が想定されているか。</p> <p>②保険への加入が計画されているか。</p>
事業効果	<p>本事業の成果が今後の展開につながる事が期待できるか</p> <p>①商品化への展望があるか</p> <p>②県内事業者や他プログラムへの横展開が期待できるか</p>
経費積算	<p>事業内容に対して経費の積算が妥当か</p> <p>①必要性・内訳が明確で過不足がないか</p>